



第1分科会 労働

<テーマ> 権利獲得は労働者共通の課題

～国家戦略特区による家事労働者や農業労働者、在留資格「介護」で移住労働者を使い捨てにさせないために、私たちは何ができるのか～

<概要> 政府は、世界第3位の日本経済を、直面する高齢化と深刻な労働力不足を移住労働者の誘致で維持しようとしています。そのひとつに技能実習制度があることは知られてきましたが、技能実習制度だけではなく、こんどは国家戦略特区法を使った「家事支援人材」、さらに「農業支援人材」、また、在留資格に「介護」を創設し、おもにアジアから労働者を確保しようとしています。技能実習制度が奴隷労働を生んだことを考えるならば、これらの労働者の働き方がどのようなものになるのか。今回は「介護労働」を中心に、政府の動きを見据えつつ、危惧される問題を考えます。

そして日本で働く労働者として移住労働者を迎え入れるいま、移住労働者と連帯する労働運動の構築に向けて、議論していきたいと思えます。

第2分科会 技能実習

<テーマ> 技能実習法施行後の実態と私たちの課題
～現場の取り組みを踏まえて

<概要> 昨年11月に技能実習法が施行され、新たな技能実習制度がスタートしました。制度管理のため技能実習機構が設立され、人権侵害に対する罰則規定も定められ、送出国との二国間取決めの締結も進められています。他方、旧制度の監理団体のほとんどが新制度でも許可され、技能実習3号の新設により制度の大幅な拡大も図られています。

しかし、技能実習法の施行後も、技能移転という「国際貢献」の建前と、国内の人手不足を埋める「極めて安価な労働力」という実態との乖離に変わりはなく、制度の本質的な問題は解決されていません。

こうした中、技能実習法の活用を図りながらも、その限界を見極めて行くことが必要となっています。技能実習分科会では、技能実習法の制度面での欠陥を改めて確認しつつ、現場で起こっている実態を踏まえて新制度下の状況を明らかにするとともに、技能実習制度の克服へ向けた取り組みについて考えていきたいと思えます。

第3分科会 移住女性・貧困

<テーマ> 移住女性が安心して生きられる社会をつくるために～必要な施策、制度、法律の制定とは？

<概要> 分科会「移住女性・貧困」は、いずれも移住連のサブネットワークである「女性プロジェクト」と「貧困対策プロジェクト」が合同で開催するものです。

多くの移住女性たちが直面する不安定就労、生活困窮等に焦点をあて、女性プロジェクトでは、移住女性の就労支援のための実態調査を昨年から実施しています。現在も継続中ですが、これまでのまとめとして中間報告を行います。(移住当事者からの報告も検討中)

上記報告を踏まえ、韓国で10年前に制定された「多文化家族支援法」について学び、日本での移住女性の安定につながる法制度のあり方について考えます。この分科会に先がけて、韓国から移住女性支援の活動家を招いた交流会を東京で予定しており、その報告や、韓国の「多文化家族支援法」下の実情についても報告があります。

後半は、政策提言の各論「女性・貧困」に関するワークショップで、参加者全員によるディスカッションです。

第4分科会 入管・難民・収容

<テーマ> 排除に抗う！

<概要> 2004年12月に導入された在留資格取消し制度は、その後、取消し事由が追加されることで、合法滞在者の「排除」機能を強化し、取消し件数は2017年までの累計で2,787件にも上っている。この背景には、「線の管理」を実現する新しい在留管理制度が構築されたことで、該当者の「発見(摘発)」がより容易になったことがあるともいえる。

さらに、人権尊重の原則で審査されるべき難民に対しても「偽装」というラベリングが先行し、非正規滞在者や「偽装」滞在者と同様、排除の対象として扱われる傾向が高まっている。

その一方で、「包摂」機能をもつ在留特別許可に関しては、2009年7月の改訂以降ガイドラインが見直されておらず、さまざまな理由で帰国を選択できない収容者や仮放免者は、人権侵害と監視強化にさらされている。

本分科会では、進行する排除や監視強化を切り口に、非正規滞在者や「偽装」滞在者、難民申請者、収容者や仮放免者などが置かれている状況を、当事者や支援者とともに考察したい。

加えて、地元(函館)からの報告者を迎え、第三国定住受入れなどをめぐる北海道の状況を参加者とともに共有したい。

第5分科会 地域社会

<テーマ> 移住者と共につくる多文化共生の地域社会

<概要> この分科会は地域社会で外国につながる住民

と共に、多民族・多文化共生政策をどのようにつくっていくのかという課題について話し合う。まず、農・林・水産業などの労働力不足現場や過疎化する人口減少地域に外国人技能実習生や留学生などが受け入れられている開催地・北海道の現状と課題を知るために、北海道議会議員・小岩均議員から報告を受けたい。

また、注目される活動として「札幌市に人種差別撤廃条例をつくる市民会議」の取組みの報告を受ける。最新の自治体の取組みとして世田谷区役所の「多様性を尊重し男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を紹介する（世田谷区議に依頼中）。

このあと、総務省などの省庁交渉や政令指定都市との交渉の経過を報告から自治体政策の課題を提起し、自治体政策として、或いは市民運動としての必要な取組みや視点について、ワークショップで語り合いたい。

第6分科会 子ども・若者

<テーマ> 外国につながる子ども・若者

<概要>

(1) 「外国につながる子どもたちの進路保障のために
～進路ガイダンス主催者交流会」

報告者：MCE 多文化共生教育研究会 小綿 剛

外国につながる子どもたちの高校進学率は正確な数字はありませんが5割程度ともいわれています。外国人のための「進路ガイダンス」の開催が、2006年現在17都道府県に広がっています。各地のガイダンスの主催者は、各地の取組みを共有し、根本的な問題の解決にむけて、教育環境や制度の整備を求めるネットワークを模索しています。

(2) 「桐生いじめ自死事件について」

報告者：桐生いじめ裁判を支える会 舟知 敦

日本の学校で学ぶ外国につながる子どもたちの多くは、いじめ体験を持っている場合が少なくありません。群馬県桐生市の小学校に通っていた上村明子さん（当時12）は2010年10月23日、自宅で自ら命を絶しました。母親がフィリピン人であったことから、日常的にいじめを受けていた上村さんの自死事件について報告します。

(3) 「外国籍の若者たちの進路～高校卒業後の進路を阻むもの」

報告者：NPO 法人多文化共生教育

ネットワークかながわ 高橋 徹

外国籍高校生の卒業後の進路選択には、様々な課題が横たわっています特に、日本で生活する上での基盤となる在留資格の問題は深刻です。本報告ではここ数年移住連で取り組んだ、在留資格「家族滞在」の問題についてその問題点と成果を報告します。

(4) 「北海道の現状と取組み」

参加者との情報交換を行います。

第7分科会 医療・福祉・社会保障

<テーマ> すべての移住者とその家族に、医療・福祉・社会保障の権利を実現するために～施策、制度、法律、そして私たちの取組みに向けて考える

<概要> 2012年の入管法・住基法改定以降、非正規滞在者が行政サービスから排除されている、という現実が進行しています。

また、医療通訳制度の必要性が認識されるようになりましたが、観光やビジネス、あるいは医療ツーリズム、通訳者のライセンス化といった要素に焦点が当てられ、移住者＝生活者といった観点からの制度整備についてはまだまだ不十分なものと言わざるを得ません。

今回のワークショップでは、2017年11月、2018年3月に行われた省庁交渉、4月に出された、在留資格のない子の児童手当支給に関する審査請求勝利判決の報告、道内の支援活動、医療通訳の取組みを共有し、すべての移住者とその家族における医療・福祉・社会保障の権利を実現するために、施策、制度、法律のあり方、そして私たちの取組みに向けて考え、政策提言につなげていく作業を行います。

<報告>

- ・2017年11月、2018年3月省庁交渉
- ・在留資格のない子の児童手当支給に関する審査請求で勝利判決

<討論の柱>

- ・省庁交渉での成果と今後の課題
- ・外国人の医療・福祉・社会保障をめぐる現状と取り組み（国保窓口での「通報問題」など排外的な動き、短期滞在・在留資格のない外国人の制度利用など）
- ・医療通訳問題—現在の到達点
- ・事例検討・交流
- ・政策提言に向けて

第8分科会 人種差別・ヘイトスピーチ

<テーマ> 人種差別撤廃基本法／基本条例をめざして

- ◆ ヘイトスピーチ解消法が施行されて2年になる。しかしその実効化は、政府および各自治体でどのようになっているのか？また、昨年3月に公表された法務省『外国人住民実態調査報告書』は、政府および各自治体でどのように検討され、政策化しようとしているのか？
- ◆ 東京、川崎、札幌など各地での最新状況を共有すると共に、ヘイトスピーチ・人種差別にさらされているアイヌの方々の話も聞きたい。
- ◆ そして、今年8月に開かれる人種差別撤廃委員会の日本審査に向けて、各地・各領域の最新情報をみんなで共有すると共に、人種差別撤廃基本法／人種差別撤廃基本条例の実現に向けて、「私たちの共同課題」を話し合いたい。

◇ 報告：師岡 康子さん（外国人人権法連絡会／弁護士）

「解消法の実効化と基本法の立法化の現在」 ほか